

新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等支援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響を踏まえて、業況が悪化している中小企業者等の早急な売上向上及び新型コロナウイルス感染症と共存する「新しい生活様式」に対応した京都府内で行われる事業の再出発の取組に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則(昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。)及びこの要領に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律154号)第2条第1項に規定する中小企業者(みなし大企業に該当するものを除く。)のうち、京都府内に事業所を有する者をいう。
- (3) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき府の機関等に対して行わせる通知をいう。
- (4) 電子情報処理組織 知事の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって知事の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信することができる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- (5) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者のうち、京都府内に事業所を有する者をいう。
- (6) ベンチャーキャピタル 次のいずれかに該当する者のうち、京都府内に事業所を有する者をいう。
 - ア 中小企業投資育成株式会社法(昭和38年法律第101号)第2条に規定する中小企業投資育成株式会社
 - イ 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合
- (7) みなし大企業 次のいずれかに該当する中小企業者等のうち、京都府内に事業所を有する者をいう。
 - ア 中小企業者等以外の者(会社及び事業を営む個人に限り、ベンチャーキャピタル

を除く。以下この号において同じ。)との間に、総株主又は総社員の議決権の2分の1以上に相当する議決権を単独で有する関係(以下「直接支配関係」という。)がある者

イ 中小企業者等以外の者及び当該者との間に直接支配関係がある者(会社及び事業を営む個人に限り、ベンチャーキャピタルを除く。)との間に、総株主又は総社員の議決権の3分の2以上に相当する議決権をこれらの者が共同で有する関係がある者

ウ 中小企業者等以外の者の役員又は職員を兼ねている者が役員の総数の2分の1以上を占めている者

(8) 商店街振興組合 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条第1項に規定する商店街振興組合のうち、京都府内に事業所等を有する者をいう。

(9) 事業協同組合 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第1号に規定する事業協同組合のうち、京都府内に事業所等を有する者をいう。

(10) 企業組合 中小企業等協同組合法第3条第4号に規定する企業組合のうち、京都府内に事業所等を有する者をいう。

(11) 協業組合 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律185号)第3条第1項第7号に規定する協業組合のうち、京都府内に事業所等を有する者をいう。

(12) 商工組合 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項第8号に規定する商工組合のうち、京都府内に事業所等を有する者をいう。

(13) 任意団体 商店街及び小売市場において共同して事業活動を行うための規約等を制定している任意に組織された団体のうち、京都府内に事業所等を有する者をいう。

(14) 病院 医業を主たる事業とする事業者であって常時使用する従業員の数が300人以下のもの(第2号及び第9号から第11号までに掲げるものを除く。)のうち、京都府内に医業を行う施設を有する者をいう。

(15) 特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人のうち、京都府内に事業所等を有する者をいう。

(補助事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の区分、補助事業の内容、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助対象者、補助率及び補助上限額は、別表1に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第4条 規則第6条第1項に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとし、令和2

年10月16日までに知事に提出しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第5条 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、知事の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該提出等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、別表2に定める書類を知事が別に定めるところにより提出しなければならない。

3 第1項の規定により申請等を行う者は、知事が別に定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を電子情報処理組織に記録し、又は当該書面等を提出しなければならない。

(補助金の交付の決定等)

第6条 知事は、第4条及び前条第1項の規定による申請書を受理した場合は、事業の内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、規則第7条に規定する補助金の交付決定及び規則第14条第1項の規定による補助金の額の確定を同時に行い、速やかにその内容を補助事業者へ通知する。

2 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(契約等)

第7条 補助事業者は、契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

2 補助事業者は、契約に当たり、経済産業省及び府から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不相当である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

3 知事は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省及び府からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

4 前3項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは協同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第8条 補助事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 知事が第6条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、知事が支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定による実績報告については、申請書の提出をもって同条に規定する実績報告書の提出があったものとみなす。

(財産の管理及び処分)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産」という。)について、別記第2号様式による取得財産管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、

補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- 2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数又は交付決定の日から10年のいずれか短い期間とし、同条第2号に規定する知事が別に定める取得財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。

(補助金の返還等)

第11条 補助金の交付の決定を受けたもの(以下「補助事業者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の交付の全部若しくは一部の返還を命じることがある。

- (1) 偽りその他不正の行為があったとき。
- (2) その他規則及びこの要領に違反したとき。

(補助金の経理等)

第12条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該会計年度の終了後10年間保存しなければならない。

(収益納付)

第13条 知事は、補助事業者の補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡または実施権の設定およびその他補助事業の実施により収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部または一部に相当する金額を府に納付させることができるものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第14条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうちその他の第三者の秘密情報(事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者(以下「履行補助者」という。)に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後も有効とする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年6月16日から施行する。

(失効)

2 この要領は、令和3年3月31日限り、失効する。

(経過措置)

3 前項の規定による失効前の新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等支援補助金交付要領の規定に基づき交付した補助金については、同要領の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要領は、令和2年8月25日から施行する。

別表1（第3条関係）

補助事業の区分	補助事業の内容	補助対象経費	補助対象者	補助率	補助上限額
1 新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等緊急応援事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者等が行う新型コロナウイルス感染症対策や業務改善・売上向上などに繋がる取組（令和2年4月1日から令和2年9月30日までに実施する取組に限る。）	次のいずれかの経費 (1) 新型コロナウイルス感染症への対応として行う設備導入経費 (2) 業務改善・売上向上につながる取組に係る経費	中小企業者、商店街振興組合、事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合、商店街等の任意団体、病院及び特定非営利活動法人その他知事が適当と認めるもの。ただし、次のいずれかに該当するものは対象としない。 (1) 京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第2条第4号に規定する暴力団員等 (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に規定する風俗営業を営むもの並びに第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営むもの (3) (1)及び(2)に掲げる者のほか、知事が不適当であると認めるもの	3分の2以内ただし、中小企業者（小規模事業者、商店街振興組合、事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合、商店街等の任意団体、病院及び特定非営利活動法人を除く）については、2分の1以内	20万円ただし、中小企業者（小規模事業者、商店街振興組合、事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合、商店街等の任意団体、病院及び特定非営利活動法人を除く）については、30万円
2 新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等事業再出発支援事業	新型コロナウイルス感染症対策の長期化に備え、新型コロナウイルス感染症と共存する「新しい生活様式」に対応して、中小企業者等が事業を再出発するための取組（令和2年4月1日から令和2年9月30日までに実施する取組に限る。）	事業の再出発に向けての取組に係る経費	中小企業者、商店街振興組合、事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合、商店街等の任意団体、病院及び特定非営利活動法人その他知事が適当と認めるもの。ただし、次のいずれかに該当するものは対象としない。 (1) 京都府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等 (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号に規定する風俗営業を営むもの並びに第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営むもの (3) (1)及び(2)に掲げる者のほか、知事が不適当であると認めるもの	10分の10以内	10万円

別表2（第5条関係）

<p>本人を確認する書類</p>	<p>法人の場合は代表者の運転免許証の写し、個人事業者の場合は運転免許証又は、申請者本人の住民票の写し及び次のいずれかの書類 (1) パスポートの写し (2) 保険証の写し</p>
<p>事業を行っていることを証明する書類</p>	<p>(1) 許可書が必要な業種においては、営業許可書の写し (2) 直近の確定申告書の「別表1」又は市町村民税若しくは府民税の申告書類の控えの写し (3) 台帳を含む経理関係書類等で実態が分かる資料</p>
<p>支払金口座を確認する書類</p>	<p>口座番号及び口座名義を確認することができる資料の写し</p>